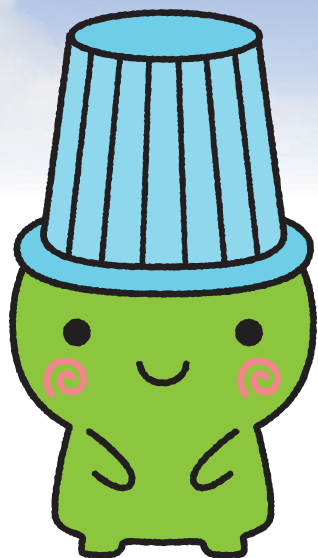


事業系一般廃棄物

(減量化・資源化)

計画書作成の手引書

事業用大規模建築物の所有者・占有者・管理者の方へ



堺市環境マスコットキャラクター
「ムーやん」



はじめに

平成12年に「循環型社会形成推進基本法」が制定され、廃棄物の発生・排出抑制、再資源化等により、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会『循環型社会』の形成が推進されています。

本市においても、『輝くひと やすらぐくらし にぎわうまち ともにつくる自由都市・堺』をまちづくりの基本理念とし、『健やかにくらす やすらぎのまちづくり』を目標に、環境共生・循環型の地域社会づくりをめざしています。

また、本市の一般廃棄物処理基本計画には、ごみの減量目標等を掲げており、この目標達成に向け今後さらなるごみの減量化・資源化及び適正処理を推進していく必要があり、市民・事業者・行政が、それぞれの役割と責務を分担し、連携・協力して自主的・主体的な取り組みを進めることが必要です。

このことから本市では、事業の用に供する建築物の延べ床面積が一定基準以上の所有者等に対し、「事業系一般廃棄物減量等計画書」の提出と「事業系一般廃棄物管理責任者」の選任及び届出を義務付け、対象となる事業者にご協力をいただいているところですが、引き続き、ごみの減量化・資源化及び適正処理の推進に一層のご理解・ご協力をお願いするとともに「循環型社会」の形成に向けて、ともに取り組んでいきたいと考えております。

堺市環境事業部

目次

事業者の責務	1
事業用大規模建築物とは	1
事業用大規模建築物の所有者の範囲	2
事業用大規模建築物の所有者の責務	2
事業用大規模建築物の占有者の義務	2
事業系一般廃棄物管理責任者の選任・届出	3
事業系一般廃棄物減量等計画書の提出	4
訪問指導及び罰則	5
廃棄物の分類と適正処理	6
取組み方針及び推進体制の構築	7
ごみの減量・リサイクル体制の構築	7

(各種様式・関連法令集)

廃棄物管理責任者選任(変更)届出書	9
事業系一般廃棄物減量等計画書	11
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抜粋)	15
堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例(抜粋)	17
堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則(抜粋)	19

事業者の責務

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）及び「堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例」（以下「条例」という。）では、事業者が、事業活動に伴って生じた廃棄物について、減量化・資源化及び適正処理を進めるための責務を定めています。

- 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。（廃棄物処理法第3条）
- 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物の減量に積極的に努めなければならない。（条例第5条第2項）
- 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。（条例第5条第3項）

事業系ごみの処理を委託する場合

堺市の事業系一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者に委託、または堺市が行う「継続（毎日）収集処理」への申し込みをしてください。

- 堺市の許可業者への委託または堺市への申し込み（継続収集処理）以外は廃棄物処理法に違反しますので、収集運搬を委託する際は堺市の許可を受けているかを確認のうえ、委託契約を結んでください。（廃棄物処理法第6条の2第6項）
《違反した場合の罰則：5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金またはその併科》
- 委託契約を結ぶ場合は、料金、排出量、排出方法、収集日時、資源物の扱い等について、許可業者と事前に相談して書面により締結してください。

事業用大規模建築物とは

対象となる建物は、次のいずれかに該当するものです。

- 事業の用に供される部分の延床面積が、3,000㎡以上の建築物
（学校教育法第1条に規定する学校の用途に供される建築物を含む。）
※「事業の用に供される部分」とは、居住用途以外の部分です。
- 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗
（店舗部分の延べ床面積が、1,000㎡を超えるもの）

大規模小売店舗とは

大規模小売店舗とは、建物全体の店舗面積の合計が1,000㎡を超えるものを指します。店舗面積には、階段や倉庫、後方作業場などは含まれません。しかし、同じ階に複数のテナントが存在するときは、テナント間の通路（共用通路）は、原則として建物全体の店舗面積に含まれます。また、同じ敷地内に2つ以上の建物がある場合、別棟であっても、一つの建物とみなされることがあります。

事業用大規模建築物の所有者の範囲

事業用大規模建築物の所有者は、その建築物に対し民法上の所有権を有するものです。ただし、次に掲げる者についても所有者とみなすことができます。

- 区分所有者または共有者で構成される管理組合の代表者。
- 管理組合等が構成されていない場合は、事業用大規模建築物の共有者か、区分所有者から選んだ代表者。
- 建物の全部を賃貸その他の事由により、事実上占有して使用している者。
- 所有者から、その建築物の維持、清掃業務の管理にとどまらず、建築物に関する総合的な管理権限を委任されている者。

事業用大規模建築物の所有者の責務

事業系一般廃棄物の再利用の可能な物の分別及び再利用を促進するため、事業用大規模建築物の所有者に対して、堺市の条例・規則により、以下の責務を定めています。

- 廃棄物管理責任者の選任と届出（条例第12条第3項）
- 事業系一般廃棄物減量等計画書の提出（条例第12条第4項）

詳細は3、4ページ 

事業用大規模建築物の占有者の義務

事業用大規模建築物の占有者とは、建築物を使用している事業者（テナントビルでは個々のテナント）を指し、廃棄物の排出事業者として、所有者及び廃棄物管理責任者が定めた廃棄物の処理計画に従って、廃棄物の減量化・資源化及び適正処理に協力しなければなりません。



事業系一般廃棄物管理責任者の選任・届出

事業用大規模建築物の所有者は、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量化・資源化及び適正処理に関する業務を担う担当者として、「事業系一般廃棄物管理責任者」（以下「廃棄物管理責任者」といいます。）を選任し、市長に届け出なければなりません。

廃棄物管理責任者の役割

「廃棄物管理責任者」には、事業用大規模建築物から生じる廃棄物の発生・排出抑制、再利用可能な物の分別徹底及び適正処理を実施するため、社員やテナント、その他関係者の中心となり、指導・調整等を行っていただきます。

- 廃棄物の種類・発生量・処理方法などの実態の把握、事業所内の組織・体制の整備
- 廃棄物の処理に関する記録の作成及び保存
- 事業用大規模建築物の占有者や利用者に対する指導及び啓発
- 「事業系一般廃棄物減量等計画書」の作成に関する業務
- 市との連絡・調整 など

廃棄物管理責任者の選任基準

「廃棄物管理責任者」の選任は、事業用大規模建築物から生じる廃棄物の状況を常時把握でき、廃棄物の発生・排出抑制、再利用可能な物の分別徹底及び適正処理について権限を持っている方の中から行わなければなりません。なお、資格等は必要ありませんが、廃棄物や再利用対象物の収集運搬業者を廃棄物管理責任者に選任することはできません。

事業系一般廃棄物管理責任者選任（変更）届出書の提出

「廃棄物管理責任者」を新たに選任、または変更した場合は、「事業系一般廃棄物管理責任者選任（変更）届出書」（以下「廃棄物管理責任者選任（変更）届出書」といいます。）を速やかに提出してください。なお、変更がない場合は提出する必要はありません。

様式については、堺市ホームページからダウンロードすることができます。

提出方法は、郵送または持参にてお願いします。

https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/gomi_recy/jigyosho/jigyogomi/jigyoyodaikibo.html

[廃棄物管理責任者の選任と届出（条例第12条第3項）（PDF：60KB）](#)

[廃棄物管理責任者の選任と届出（条例第12条第3項）（ワード：39KB）](#)

堺市『事業用大規模建築物』所有者の方へ

検索 

事業系一般廃棄物減量等計画書の提出

事業用大規模建築物の所有者は、廃棄物の発生・排出抑制及び再利用並びにその適正な処理に関する前年度実績と当該年度の減量計画をまとめた「事業系一般廃棄物減量等計画書」（以下「廃棄物減量等計画書」といいます。）を作成し、市長に提出しなければなりません。

廃棄物・資源物の排出量の把握方法

廃棄物や資源物の重量は、次のいずれかの方法により把握してください。

○廃棄物等を毎日計量する

毎日、分別して排出されたごみの重さを、ごみごとにその都度バネばかりや体重計などを利用して計量します。



○一定期間計量し、ごみの排出状況を把握する

毎日のごみの重さを計量することが難しい事業所では、分別して排出される廃棄物を、一定期間（たとえば1週間）計量し、ごみの排出状況を確認します。この排出状況から年間のごみ量を推計します。ただし、時期によって排出量の変動（年末年始、年度末や夏・冬など）する場合は、考慮する必要があります。

○許可業者などの報告から、ごみの排出状況を把握する

許可業者との処理契約量をもとに、ごみ種ごとの割合で按分したり、再資源化事業者による回収量の伝票を受領するなどして量の把握をします。

○購入量から推測する

新聞・雑誌やOA用紙などは、購入した量から排出量を推測する方法があります。一冊あたりの計量の目安を作成してから、購入量を掛けて推計します。

廃棄物減量等計画書の提出

「廃棄物減量等計画書」を年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。）ごとに作成して、**5月31日まで**に提出してください。

様式については、堺市ホームページからダウンロードすることができます。

提出方法は、郵送または持参にてお願いします。

https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/gomi_recy/jigyosho/jigyogomi/jigyoyodaikibo.html

[事業系一般廃棄物減量等計画書の提出（条例第12条第4項）（PDF:116KB）](#)

[事業系一般廃棄物減量等計画書の提出（条例第12条第4項）（エクセル:476KB）](#)

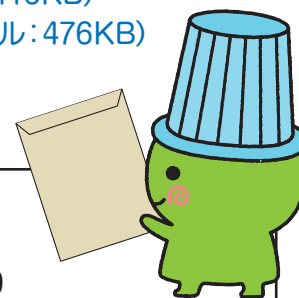
堺市『事業用大規模建築物』所有者の方へ

検索

《提出先》

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市 環境局 環境事業部 資源循環推進課 TEL 072-228-7479



訪問指導及び罰則

本市では、事業用大規模建築物における一般廃棄物の減量及びリサイクルに関する取り組みが効果的に運用できるように、当該建築物に対し、訪問指導及び啓発を行います。

日常的に関係書類を整理し、訪問指導の際は、「廃棄物管理責任者」が主となって対応をお願いします。

☆ チェック項目 (例) ☆

- **廃棄物の減量とリサイクル推進のために、廃棄物が適正処理されているか。**
 - ・ 分別排出のためのボックスを設置し、分別が適切に実施されているか。
 - ・ リサイクルできるものが、焼却するごみ等に混入して廃棄されていないか。
- **廃棄物の減量とリサイクル推進のために「廃棄物の保管場所」が整備されているか。**
 - ・ リサイクルのため、紙類（新聞・雑誌・段ボール・OA用紙 など）や、それ以外の再資源化対象物を保管する場所が確保されているか。
 - ・ 廃棄物全体における保管場所等の規模や区分・表示方法が適切であるか。
- **廃棄物の発生・排出抑制及び再生品の使用に取り組んでいるか。**
 - ・ 印刷やコピー機の利用は、両面印刷を基本として紙の使用量を削減し、廃棄物の発生・排出抑制に取り組んでいるか。
 - ・ コピー用紙やパンフレット等に再生紙を使用するなど、エコ化の促進に取り組んでいるか。
- **再資源化対象物のリサイクルルートが確立されているか。**
 - ・ 分別した紙類などが再生資源事業者によって適切に処理されているか。
- **廃棄物の発生状況の把握や、処理に関する管理が適切に行われているか。**
 - ・ 廃棄物の収集運搬業者との契約内容や再資源化対象物の持込先を把握しているか。
 - ・ 「廃棄物減量等計画書」の作成にあたり、廃棄物発生量などを把握しているか。
 - ・ 「廃棄物減量等計画書」は、期限（毎年5月31日）までに提出されているか。
 - ・ 「廃棄物管理責任者選任（変更）届出書」は適切に提出されているか。
- **廃棄物の減量とリサイクル推進のための啓発活動が実施されているか。**
 - ・ 廃棄物管理責任者が中心となり、組織として廃棄物の減量とリサイクルに取り組む方針を文書化し、掲示を行っているか。
 - ・ 社員や建物の利用者、その他関係者への啓発活動や協力体制が確立されているか。

罰則について

改善勧告

市長は、事業用大規模建築物の所有者が、条例第12条の各項のいずれかの規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者に対して必要な措置をとるよう勧告することができます。（条例第13条第1項）

氏名等の公表

市長は、事業用大規模建築物の所有者が上記の規定による勧告に従わないときは名称、所有者の氏名（名称）、その他必要な事項を公表することができます。（条例第13条第2項）

廃棄物の収集及び受入れの拒否

市長は、事業用大規模建築物の所有者が上記の規定により公表をされた後において、なお、勧告に従わないときは、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の収集及び本市の処理施設への受入れを拒否することができます。（条例第14条）

廃棄物の分類と適正処理

廃棄物(ごみ)

家庭系ごみ (家庭から発生した廃棄物)

事業系ごみ

事業系一般廃棄物 (「廃棄物減量等計画書」に記入する廃棄物)
事業活動に伴って発生した産業廃棄物以外の廃棄物

産業廃棄物 (詳細はイメージ図に記載)
事業活動に伴って発生した廃棄物で、法令に定められた20種類の廃棄物

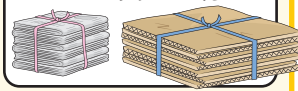
ごみの発生

再利用

分別

資源物

新聞紙、OA紙、雑誌、
段ボール、機密書類、
パンフレット等、
シュレッダーくず



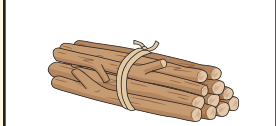
作業服、制服、古布等



食料品の売れ残り、
野菜くず、魚あら等



剪定枝等



紙くず

繊維くず

動物性残渣

木くず

事業系一般廃棄物

感熱紙、写真、ちり紙、
コーティング紙、
紙コップ等



繊維くず



厨芥ごみ、
残飯、茶葉等



木製品 (机、椅子、棚等)



産業廃棄物

- ① 燃えがら
- ② 汚泥
- ③ 廃油
- ④ 廃酸
- ⑤ 廃アルカリ
- ⑥ 廃プラスチック類
- ⑦ ゴムくず
- ⑧ 鉄くず
- ⑨ ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず
- ⑩ 鋤さい
- ⑪ がれき類
- ⑫ ばいじん
- ⑬ 紙くず (建設業、製紙業、紙加工製造業、印刷加工業など)
- ⑭ 木くず (建設業、木材製造業など)
- ⑮ 繊維くず (建設業、繊維工業など)
- ⑯ 動物性残渣 (食品製造業など)
- ⑰ 動物系固定不要物 (と畜業)
- ⑱ 動物のふん尿 (畜産農業)
- ⑲ 動物の死体 (畜産農業)
- ⑳ 産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの

《※①～⑫については、あらゆる事業活動に伴い排出されるものであり、下線の品目⑬～⑳は特定業種に限り産業廃棄物に該当します。()内の業種は一例です。》

収集運搬業許可業者へ委託

継続収集 (堺市へ申込)

自己搬入

再生資源化業者等



取り組み方針及び推進体制の構築

選任された廃棄物管理責任者が中心となり、下図のように循環型社会のイメージと、市が推進している「ごみの4R運動」をもとに、廃棄物の減量・リサイクルに取り組むための方針を周知するとともに、建築物内で減量・リサイクルを実行していく責任者や所属ごとに担当者を設けて実行する。



廃棄物の排出量などの把握・目標設定

廃棄物減量等計画書の作成と同様に、廃棄物の排出量などを把握して、市が推進している「ごみの4R運動」をもとに、処理方法の改善目標や廃棄物の量・資源化量などの数値目標を設定する。

廃棄物の減量・リサイクル方法の検討と実施

廃棄物管理責任者を中心に、廃棄物の減量とリサイクルの実施方法について、事前に処理を依頼する事業者とよく相談して決定する。また、建物内での各排出者に対し、分別ルールや排出場所について十分に周知を行う。

- 廃棄物の流れを確認する。
- リサイクルできるものは、できる限りリサイクルする。
- リサイクルする品目に合わせた分別回収容器を設置する。
- 廃棄物の保管場所をリサイクルする品目に合わせて整備する。
- 回覧板や掲示板を利用し、各排出者に対して分別品目・排出場所を周知徹底する。

ごみの減量・リサイクル体制の構築

ごみの減量・リサイクルを効果的に進めていくためには、これらの取り組み方針を明らかにして計画的・組織的に進めていくことが重要です。まずは、無理なく実践できる取り組みとして、マニュアルの配布、社内研修、掲示板などを活用し、事業所の一人ひとりがごみの減量・リサイクルについて関心を持ち、行動に移してもらいましょう。

- 事業系一般廃棄物収集運搬業許可業者については…

https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/gomi_recy/jigyosho/jigyogomi/kyokagyosha.html

をご覧ください。

各種様式

廃棄物管理責任者選任(変更)届出書	9
事業系一般廃棄物減量等計画書	11

関連法令集

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抜粋)	15
堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例(抜粋)	17
堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則(抜粋)	19

廃棄物管理責任者選任(変更)届出書

年 月 日

堺市長 殿

住 所 (所在地)

フリガナ
氏 名 (名 称)
(代 表 者 氏 名)

⑩

電話番号

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例第12条第3項及び堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則第2条の2第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業用大規模建築物の名称		
事業用大規模建築物の所在地		
選任した(変更後の) 廃棄物管理責任者	住 所	〒
	フリガナ	
	氏 名	
	連絡先電話番号	
	選任(変更)年月日	年 月 日
変更前の廃棄物 管 理 責 任 者	住 所	〒
	フリガナ	
	氏 名	
	連絡先電話番号	

廃棄物管理責任者選任(変更)届出書の記入例

※変更がない場合は、提出する必要はありません。

様式第1号(第2条の2関係)

廃棄物管理責任者選任(変更)届出書

所有者の住所・氏名(名称)を記入し、必ず押印してください。

00年00月00日

堺市長 殿

住所(所在地) 堺市堺区南瓦町〇番〇号

封筒の宛名タックシール内右下に記載の(No.****)を名称の後に記入してください。

フリガナ
氏名(名称) 〇〇不動産(株) 関西支社
(代表者氏名) 代表取締役社長 堺 太郎
電話番号 (〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇



堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例第12条第3項及び堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則第2条の2第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業用大規模建築物の名称	堺〇〇〇ビル No.****	廃棄物管理責任者が常駐する勤務場所などの連絡先を記入してください。
事業用大規模建築物の所在地	堺市堺区〇〇町〇丁〇番〇号	
選任した(変更後の)廃棄物管理責任者	住所	〒590-0000 堺市堺区〇〇町〇丁〇番〇号
	フリガナ	サカイ ハナコ
	氏名	〇〇課 堺 花子
	連絡先電話番号	(〇〇〇)〇〇-〇〇〇〇
変更前の廃棄物管理責任者	選任(変更)年月日	平成00年 00月 00日
	住所	〒590-0000 堺市堺区〇〇町〇丁〇番〇号
	フリガナ	サカイ ジロウ
	氏名	〇〇課 堺 二郎
	連絡先電話番号	(〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇

廃棄物管理者は廃棄物の総括管理の出来る方をお願いします。

建物全体の廃棄物の管理に関して所有者より選任された人(フリガナも必ず記入してください。)

廃棄物管理責任者が常駐する勤務場所などの連絡先を記入してください。

この届の提出期限は、選任の日より30日以内です。

様式第1号の2 (第2条の3関係)

(表面)

事業系一般廃棄物減量等計画書

年 月 日

堺市長 殿

住 所 (所在地)

フリガナ
氏 名 (名 称)
(代 表 者 氏 名)

印

電話番号

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例第12条第4項及び堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則第2条の3第2項の規定により、次のとおり本計画書を提出します。

事業用大規模建築物の概要	名 称							
	所 在 地	〒						
	所 有 者	竣工年月日			年 月 日			
		床面積の合計			㎡ (地上 階・地下 階)			
	用 途	床面積	数	従事人数	用 途	床面積	数	従事人数
	事 務 所	㎡			宿泊施設	㎡		
	店 舗	㎡			集客施設	㎡		
工 場	㎡			学 校	㎡			
倉 庫	㎡							
医療・福祉	㎡							
保管場所		ご み			再利用 (再資源化) 対象物			
	保管場所	箇所 ㎡			箇所 ㎡			
	構 造							
	容 器							
	収集頻度							
廃棄物管理責任者		フリガナ 氏 名			電話番号			

事業系一般廃棄物減量等計画書の記入例

様式第1号の2 (第2条の3関係)

(表面)

事業系一般廃棄物減量等計画書

所有者の住所・氏名
(名称)を記入し、
必ず押印してください。

00年00月00日

堺市長 殿

住 所 (所在地) 堺市堺区南瓦町〇番〇号

封筒の宛名タックシール内右下
に記載の(No.****)を名称の
後に記入してください。

フリガナ
氏 名 (名 称) 〇〇不動産(株) 関西支社 代表者
印
(代表者氏名) 代表取締役社長 堺 太郎

電話番号 (〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例第12条第4項及び堺市廃棄物の減量化及び
適正処理に関する規則第2条の3第2項の規定により、次のとおり本計画書を提

業種名を記入してください。
(例)製造業・卸売業・小売業・
医療・運輸業・倉庫業・金融
業・保険業・宿泊業・教育・公
務・その他(具体的に業務内
容を記入ください。)

住居部分以外
の延床面積を
記入してくだ
さい。
(小売店舗につ
いては、大規模
小売店舗立地法
に基づく面積。)
(2ページ参照)

事業用大規模建築物の概要	名 称	堺〇〇〇ビル No.**** (業種名)						
	所在地	〒590-0000 堺市堺区〇〇町〇丁〇番〇号						
	所 有 者	堺 太郎			竣工年月日	平成12年 3月 4日		
					床面積の合計	5,500㎡ (地上 3階・地下 1階)		
	用 途	床面積	数	従事人数	用 途	床面積	数	従事人数
	事 務 所	1,500㎡	1社	10人	宿泊施設	㎡		
店 舗	3,500㎡	3店	30人	集客施設	㎡			
工 場	㎡			学 校	㎡			
倉 庫	500㎡							
医療・福祉	㎡							

焼却対象ごみ及び再利用対
象物ごとに、保管場所の面
積等を記入してください。

保管場所		ご み	再利用(再資源化)対象物
	保管場所	2箇所 10㎡	1箇所 5㎡
	構 造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
	容 器	0.6㎡コンテナボックス 5個	0.6㎡コンテナボックス 2個
	収集頻度	毎日(年始を除く)	週2回

	フリガナ 氏 名	電話番号
廃棄物管理責任者	〇〇課 堺 花子	(〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇

所属部署名の記入を
お願いします。

建物全体の廃棄物の管理に関して所有
者より選任された人。
(フリガナも必ず記入してください。)

(裏面)

前年度実績						
年度 (年 4 月 ~ 年 3 月)						
	廃棄した量 (トン/年) A	再利用(再資源化) (トン/年) B	総排出量 (トン/年) C (A+B)	資源化率 (%) (B/C) × 100	一般廃棄物収集運搬業者 又は持込先	
紙類	新聞	トン/年	トン/年	トン/年	%	
	雑誌	トン/年	トン/年	トン/年	%	
	段ボール	トン/年	トン/年	トン/年	%	
	OA用紙・その他の紙	トン/年	トン/年	トン/年	%	
	機密書類	トン/年	トン/年	トン/年	%	
	(小計) ①	トン/年	トン/年	トン/年	%	
生ごみ類	厨芥類	トン/年	トン/年	トン/年	%	
	魚あら	トン/年	トン/年	トン/年	%	
	野菜くず	トン/年	トン/年	トン/年	%	
	(小計) ②	トン/年	トン/年	トン/年	%	
その他	木くず	トン/年	トン/年	トン/年	%	
	繊維くず	トン/年	トン/年	トン/年	%	
	雑ごみ(燃やすごみ)	トン/年	トン/年	トン/年	%	
	(小計) ③	トン/年	トン/年	トン/年	%	
総合計 (①+②+③)	トン/年	トン/年	トン/年	%		

当該年度計画						
年度 (年 4 月 ~ 年 3 月)						
	廃棄した量 (トン/年) A	再利用(再資源化) (トン/年) B	総排出量 (トン/年) C (A+B)	資源化率 (%) (B/C) × 100	一般廃棄物収集運搬業者 又は持込先	
紙類	新聞	トン/年	トン/年	トン/年	%	
	雑誌	トン/年	トン/年	トン/年	%	
	段ボール	トン/年	トン/年	トン/年	%	
	OA用紙・その他の紙	トン/年	トン/年	トン/年	%	
	機密書類	トン/年	トン/年	トン/年	%	
	(小計) ①	トン/年	トン/年	トン/年	%	
生ごみ類	厨芥類	トン/年	トン/年	トン/年	%	
	魚あら	トン/年	トン/年	トン/年	%	
	野菜くず	トン/年	トン/年	トン/年	%	
	(小計) ②	トン/年	トン/年	トン/年	%	
その他	木くず	トン/年	トン/年	トン/年	%	
	繊維くず	トン/年	トン/年	トン/年	%	
	雑ごみ(燃やすごみ)	トン/年	トン/年	トン/年	%	
	(小計) ③	トン/年	トン/年	トン/年	%	
総合計 (①+②+③)	トン/年	トン/年	トン/年	%		

減量のために実施していること。	減量のために計画していること。

記入上の留意事項

この計画書は、廃棄物の排出の抑制及び再利用並びにその適正な処理のために提出していただくものであり、今年度計画においては前年度実績に比して各項目に改善がうかがえるよう記入のうえ目標達成に向け、ご努力願います。

※記入単位はtです。数値は小数第一位まで記入してください。

総排出量(トン)のうち、廃棄し、焼却した重量を記入してください。

総排出量(トン)のうち、再利用・再資源化した重量を記入してください。

分別できない場合は、一括して「OA用紙・その他の紙」欄に記入してください。

必ず一般廃棄物収集運搬業者を記入してください。
また、自己処理・自己搬入の場合は自己処理または自己搬入と記入してください。

再利用・再資源化に適さない紙くずやポロ布など、市の清掃工場に搬入した重量を記入してください。
雑ごみ=再利用・再資源化ができない一般廃棄物。

必ず一般廃棄物収集運搬業者を記入してください。
また、自己処理・自己搬入の場合は自己処理または自己搬入と記入してください。

(裏面)

前年度実績						
00年度(00年4月～ 00年3月)						
	廃棄した量 (トン/年) A	再利用(再資源化)量 (トン/年) B	総排出量 (トン/年) C (A+B)	資源化率 (%) (B/C)×100	一般廃棄物収集運搬業者 又は持込先	
紙類	新聞	2.5	2.5	100	〇〇紙源	
	雑誌	1	1	100	〃	
	段ボール	12	12	100	〃	
	OA用紙・その他の紙	0.5	5.5	6	92	〃
	機密書類	2	6	8	75	〃
(小計) ①	2.5	27	29.5	92		
生ごみ類	厨芥類	8.5			〇〇収集運搬業者	
	魚あら	5.4	5.4	100	(有)魚あら	
	野菜くず	2.3	2.3	100	〇〇環境サービス	
(小計) ②	8.5	7.7	16.2	48		
その他	木くず	0.5	1.5	2	75 (株)再資源〇〇、堺市クリーンセンター	
	繊維くず	1.5	2.5	4	63 (株)〇〇繊維、堺市クリーンセンター	
	雑ごみ(燃やすごみ)	18		18	(株)〇〇興業	
	(小計) ③	20	4	24	17	
総合計 (①+②+③)	31	38.7	68.7	56		

当該年度計画						
00年度(00年4月～ 00年3月)						
	廃棄した量 (トン/年) A	再利用(再資源化)量 (トン/年) B	総排出量 (トン/年) C (A+B)	資源化率 (%) (B/C)×100	一般廃棄物収集運搬業者 又は持込先	
紙類	新聞	2	2	100	〇〇紙源	
	雑誌	0.8	0.8	100	〃	
	段ボール	10	10	100	〃	
	OA用紙・その他の紙	0.4	4.8	5.2	92	〃
	機密書類	1.6	5	6.6	76	〃
(小計) ①	2	22.6	24.6	92		
生ごみ類	厨芥類	3.4		3.4	〇〇収集運搬業者	
	魚あら	5.3	5.3	100	(有)魚あら	
	野菜くず	2.7	2.7	100	〇〇環境サービス	
(小計) ②	3.4	8	11.4	70		
その他	木くず	0.4	1.2	1.6	75 (株)再資源〇〇、堺市クリーンセンター	
	繊維くず	1.4	2.3	3.7	62 (株)〇〇繊維、堺市クリーンセンター	
	雑ごみ(燃やすごみ)	16		16	(株)〇〇興業	
	(小計) ③	17.8	3.5	21.3	16	
総合計 (①+②+③)	23.2	34.1	57.3	60		

<p>減量のために実施していること。</p> <p>両面コピーの励行と電子メールの活用。業務用生ごみ処理機を導入して、ごみの減量に努めている。</p>	<p>減量のために計画していること。</p> <p>各部署やテナントごとに廃棄物担当者を設置し、適正な分別排出に努める。ごみの減量や資源化に関する社内会議、社内研修を定期的の実施する。</p>
---	--

ごみの減量・リサイクルに対する取り組みなどを具体的に記入してください。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抜粋)

(目的)

第1条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

(市町村の処理等)

第6条の2

4 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、その一般廃棄物処理計画に従い当該一般廃棄物を適正に分別し、保管する等市町村が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

5 市町村長は、その区域内において事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

6 事業者は、一般廃棄物処理計画に従ってその一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合その他その一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第七条第十二項に規定する一般廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する一般廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

7 事業者は、前項の規定によりその一般廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

(報告の徴収)

第18条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物又はこれらであることの疑いのある物の収集、運搬又は処分を業とする者、一般廃棄物処理施設の設置者(市町村が第6条の2第1項の規定により一般廃棄物を処分するために設置した一般廃棄物処理施設にあっては、管理者を含む。)又は産業廃棄物処理施設の設置者、情報処理センター(中略)に対し、廃棄物(中略)の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理(中略)に関し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第19条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物(中略)の収集、運搬若しくは処分を業とする者(中略)の事務所、事業場、(中略)一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設のある土地(中略)に立ち入り、廃棄物(中略)の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理(中略)に関し、帳簿書類その他の物件を検査(中略)させることができる。

- 3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(廃棄物再生事業者)

第20条の2 廃棄物の再生を業として営んでいる者は、その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するときは、環境省令で定めるところにより、その事業場について、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができる。

- 2 前項の登録に関して必要な事項は、政令で定める。
- 3 第一項の登録を受けた者でなければ、登録廃棄物再生事業者という名称を用いてはならない。
- 4 市町村は、第一項の登録を受けた者に対し、当該市町村における一般廃棄物の再生に関して必要な協力を求めることができる。

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例(抜粋)

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理することにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 2 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物の減量に積極的に努めなければならない。
 - 3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量及び適正な処理の確保等に関し市の施策に協力しなければならない。

(事業者の減量義務)

- 第9条 事業者は、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等、再利用を促進するために必要な措置を講ずる等により、その事業系廃棄物を減量しなければならない。
- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間の使用が可能な製品等の開発、製品等の修理体制の確保等廃棄物の発生抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)及び再生品を利用するよう努めなければならない。
 - 4 事業者は、その製品等が不用となった場合において、再利用の可能な物の回収等に努めなければならない。

(再利用の促進)

第10条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の再利用の容易性についてあらかじめ自ら評価し、再利用の容易な製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等の再利用の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等の再利用を促進しなければならない。

(適正包装等)

- 第11条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定する等により、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生抑制に努めなければならない。
- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収策を講ずる等により、その包装、容器等の再利用の促進を図らなければならない。
 - 3 事業者は、市民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択できるように努めるとともに、市民が包装、容器等を不要とし、又はその返却をしようとする場合には、その回収等に努めなければならない。

(事業用大規模建築物の所有者等の義務)

- 第12条 事業の用に供する大規模な建築物で規則で定めるもの(以下「事業用大規模建築物」という。)の所有者(区分所有に係る事業用大規模建築物にあつては、事業の用に供しない部分のみの区分所有権を有する者を除く。以下同じ。)は、再利用の可能な物の分別及び再利用を促進すること等により、事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。
- 2 事業用大規模建築物の占有者は、前項の規定による事業系一般廃棄物の減量について、事業用大規模建築物の所有者に協力しなければならない。
 - 3 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を行わせるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
 - 4 事業用大規模建築物の所有者は、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物の排出の抑制及び再利用並びにその適正な処理に関する計画書を作成し、毎年1回、市長に提出しなければならない。

(改善勧告及び公表)

- 第13条 市長は、事業用大規模建築物の所有者が、前条各項のいずれかの規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。
- 2 市長は、事業用大規模建築物の所有者が前項の規定による勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(収集及び受入れの拒否)

- 第14条 市長は、事業用大規模建築物の所有者が前条第2項の規定による公表をされた後において、なお、同条第1項の規定による勧告に従わないときは、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の収集及び本市の処理施設への受入れを拒否することができる。

(一般廃棄物の処理)

- 第16条
- 3 事業者は、第21条第1項に定めるところによるほか、その事業系一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業として行う者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。
- 4 事業者は、事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分するときは、一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

(占有者の責務)

- 第19条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。以下「占有者」という。）は、その土地又は建物から排出する一般廃棄物を保管するため、当該一般廃棄物が飛散し、流出し、及び悪臭が発散しないように容器又は設備を設けるとともに、当該容器又は設備を常に清潔にしておかななければならない。
- 2 占有者は、前項の容器又は設備については、一般廃棄物の移替えが容易なものとし、かつ、移替えが便利な場所に設けなければならない。

(処理の申込み)

- 第21条 占有者は、自ら運搬し、又は処分しなければならない一般廃棄物のうち、市長において当該作業が困難であると認めるものを除くほか、その処理を市長に申し込むことができる。

(清潔の保持)

- 第25条 占有者は、その土地又は建物の清潔を保ち、みだりに廃棄物が捨てられないよう適正に管理しなければならない。
- 2 市長は、土地又は建物の清潔が保たれていないため生活環境の保全上支障があると認めるときは、その占有者に対し必要な措置を命ずることができる。
- 3 土木、建築等の工事の施行者は、都市の美観を損なわないように、当該工事に伴い生じた土砂、がれき、廃材等を適正に処理しなければならない。

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則(抜粋)

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及びに定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について必要な事項を定め、併せて条例の施行について必要な事項を定める。

(事業用大規模建築物)

第2条 条例第12条第1項に規定する事業用大規模建築物(以下単に「事業用大規模建築物」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 事業の用に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以上の建築物
- (2) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗

(廃棄物管理責任者の選任等)

第2条の2 条例第12条第3項の規定による廃棄物管理責任者の選任については、事業用大規模建築物の管理について権限を有する者のうちから、当該事業用大規模建築物ごとに行わなければならない。

2 前項の選任については、同時に他の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者とならないようにしなければならない。ただし、事業用大規模建築物の所有者又は事業者が同一の者である場合で、同時に他の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者となってもその業務の遂行に支障がないと認められるときは、この限りでない。

3 条例第12条第3項の規定による廃棄物管理責任者の選任の届出は、選任した日から30日以内に廃棄物管理責任者選任(変更)届(様式第1号)を提出することにより行わなければならない。廃棄物管理責任者を変更したときも同様とする。

(計画書の作成及び提出)

第2条の3 条例第12条第4項の規定による計画書の作成は、その年の4月1日から翌年の3月31日までの期間における計画について行わなければならない。

2 前項の計画書は、事業系一般廃棄物減量等計画書(様式第1号の2)により毎年5月31日までに市長に提出しなければならない。

※堺市の条例・規則等については、「堺市例規データベース」からご覧になれます。

堺市ホームページ

<http://www.city.sakai.lg.jp>

市政情報内の「その他市政情報 条例・規則・広報など」





堺市環境マスコットキャラクター

ムーちゃん

事業系一般廃棄物
(減量化・資源化)

計画書作成の手引書
(事業用大規模建築物の所有者・占有者・管理者の方へ)

平成31年2月発行

編集・発行

堺市環境局 環境事業部 資源循環推進課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-228-7479 (直通)

FAX 072-228-7063 (共用)

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>
